



今月も、介護保険で利用できるサービスの概要について紹介していきます。

* 短期入所生活介護 / 短期入所療養介護 (ショートステイ) *

短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴、排せつなど日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

- 食事、入浴、排せつの介助
- 看護師などによる健康チェック
- 理学療法士などによる機能訓練 など

■ サービス費用のめやす

内 容	要介護度	サービス費用	自 己 負 担
併設型の利用 介護老人福祉施設 (1日につき)	要支援	7,920円	792円
	要介護1	8,410円	841円
	要介護2	9,120円	912円
	要介護3	9,820円	982円
	要介護4	10,530円	1,053円
	要介護5	11,230円	1,123円

※サービスに係る費用は、施設の人員基準によって異なります。

※食事代や送迎費、日常生活費、特別な居室を利用した場合にかかる費用は別途負担となります。

短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、医学的管理のもとでの看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話が受けられます。

- 食事、入浴、排せつの介助
- 医学的管理のもとでの機能訓練
- 医師の診療 など

■ サービス費用のめやす

内 容	要介護度	サービス費用	自 己 負 担
介護老人保健施設利用 (1日につき)	要支援	9,490円	949円
	要介護1	9,830円	983円
	要介護2	10,320円	1,032円
	要介護3	10,850円	1,085円
	要介護4	11,390円	1,139円
	要介護5	11,920円	1,192円

※サービスに係る費用は、施設の人員基準によって異なります。

※食事代や送迎費、日常生活費、特別な居室を利用した場合にかかる費用は別途負担となります。

■■■ ショートステイを利用するときの注意点 ■■■

ショートステイは、あくまでも在宅生活の継続のために利用するサービスです。利用する場合には、以下の点に注意してください。

○ショートステイの連続した利用は30日までとなります。

○連続して30日を超えない利用であっても、ショートステイの利用日数は、要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことを目安としています。

<問い合わせ先> 大崎町役場 高齢者対策課 TEL76-1111 (内線131)